

# 特定操縦免許移行講習

## (遊漁船用案内)

受講申込の際に必要な書類について

- 1・「受講申込書」
- 2・「証明写真 2枚」(横 3.5 cm×縦 4.5 cm)
- 3・「操縦免許証写し」(顔がはっきりわかり、免許証の端が欠けていないもの)
- 4・「住民票」(住所に変更がない場合は必要なし)
- 5・実技講習免除に必要な書類は2点。
  - ㊦ 遊漁船の船長として3ヶ月以上の「乗船履歴証明書」(遊漁船用 様式2)
  - ㊧ 県水産課に提出している業務規定添付書類別表1の写し

### 「履歴限定解除証明書類」

(限定解除を行わない場合は航行区域が平水域までに限定されます。不要な方は以下は必要ありません)

免許申請を同時に依頼される方は下記書類も同時に必要になります。



航行区域を平水以遠にするための「履歴限定解除」に必要な書類は次の2点。

- ㊦ 県水産課に提出している※1「実務経験証明書」の写し
- ㊧ 船舶検査手帳及び検査証の写し又は漁船の登録の謄本の写し

#### ※1 実務経験証明書が無い方

- ・登録して5年未満の方は、実務研修証明書では1年以上の履歴を証明できません、証明書が無い方は北陸信越運輸局(025-285-9159)へ直接問合せしていただき、必要な証明書類を揃えていただく必要があります。
- ・乗船履歴が1年未満の方は現段階では履歴限定解除を行なえません、必要な乗船履歴を満たす状態になってから、受講及び申請手続きを取られることをお勧めします。
- ・上記書類が揃ってから講習をお申し込みください。

実技講習免除に必要な書類

㊦ 様式2 乗船履歴証明書（遊漁船用）

① 県水産課に提出済の業務規程 別表1の写し

・（船主本人が証明者として可能）

・（被証明者が船長として記載されている者に限る）

様式2

乗船履歴証明書（遊漁船用）

（ ）は、遊漁船の船長として、下記のとおり3月以上の乗船履歴を有することに相違ないことを証明します。

年 月 日

証明者の氏名  
住所

連絡先

船舶名	総トン数	遊漁船業者の氏名又は名称 (遊漁船業者登録番号)	乗船した期間
		( )	年 月 日から 年 月 日まで
		( )	年 月 日から 年 月 日まで
		( )	年 月 日から 年 月 日まで
期間の合計			年 月 日

備考

- この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 被証明者が船長として雇用されていることがわかる船員手帳又は船員法施行規則第39条第1項の規定による地方運輸局長の船員手帳記載事項証明書又は都道府県に届け出ている業務規程別表1（被証明者が船長として記載されているものに限る。）の写し等を添付すること。

登録番号	氏名又は名称
作成日	変更日 1: / / 2: / / 3: / /

別表1 業務の実施体制等

事業者の氏名又は名称（法人にあつては代表者の氏名も記入）

業務主任者	氏名	業務主任者講習の 修了証明書の日付		
船長	氏名	特定操縦者 免許の資格 特定操縦者 免許の有効期間		
連絡責任者※	氏名	住所（連絡先） メールアドレス		
従業者※の人数	人			
ホームページ等インターネット上で公表する情報を公表する手段の有無※（該当に○）	（ ）有 （ ）無			
所属している団体等（該当するものを全てを	漁業協同組合	事業協同組合 企業協同組合等	任意団体	法第28条に基づく協賛会
記入）	名称			
	連絡先			
営業期間（該当に○）	（ ）通年 （ ）月 日 ~ 月 日			
遊漁船	船名	船舶検査証の 航行区域	船舶検査証の 有効期間	
上記の遊漁船のうち同時に営業する隻数 隻 ※同時に営業する隻数に対して、船長及び業務主任者の数が不足する場合はその理由を記載 ( )				

「履歴限定解除」（航行区域限定解除）に必要な書類

㊦ 県水産課に提出している「実務経験証明書」の写し ㊦ 検査手帳及び検査証又は漁船の登録簿本の写し

【継続して業務主任者となる場合】

別記様式第三号（第四関係係）

実務経験証明書

（ 遊漁 太郎 ）は、遊漁船業に関し、下記のとおり一年以上の実務経験を有することに相違ないことを証明します。

遊漁船業者の氏名及び  
電話番号を記入する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

証明者 遊漁 太郎

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

使用者である遊漁船業者の氏名又は名称（遊漁船業者の登録番号）	業務の形態（船釣り、瀬渡し等）	業務を実施した海面等	実務経験の期間
遊漁 太郎 (新潟〇〇〇〇)	船釣り、瀬渡し	新潟県〇〇沖合海域	令和6年4月1日から 令和7年4月1日まで
合計期間			満1年 〇月 〇日
※最低1年以上の実務経験が必要となります。			

備考

- この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に基づく海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し及び第14条第1項第3号に基づく修了証明書の写しを添付すること。

1年以上の実務経験を記入する。

船舶検査手帳

船舶検査簿の番号 第244-10364号

令和4年2月17日 交付

日本小型船舶検査機構

船舶検査証書

船舶検査証書の番号 第244-10364号

令和6年4月1日 交付

日本小型船舶検査機構

# 特定操縦免許移行講習

## (小型旅客船及び旅客事業届出事業者用案内)

受講申込の際に必要な書類について

- 1・「受講申込書」
- 2・「証明写真 2枚」(横 3.5 cm×縦 4.5 cm)
- 3・「操縦免許証写し」(顔がはっきりわかり、免許証の端が欠けていないもの)
- 4・「住民票」(住所に変更がない場合は必要なし)
- 5・実技講習免除に必要な書類は2点。
  - ㊦ 旅客船の船長として3ヶ月以上の「乗船履歴証明書」(遊漁船用 様式2)
  - ㊧ 船員手帳または地方運輸局長の船員手帳記載事項証明書又は使用者である船舶所有者から交付された労働条件通知書(申請者が船長として雇用されているものが分かるものに限る)の写し。詳しくは、北陸信越運輸局(025-285-9159)へお問い合わせください。

### 「履歴限定解除証明書類」

(限定解除を行わない場合は航行区域が平水域までに限定されます。不要な方は以下は必要ありません)

免許申請を同時に依頼される方は下記書類も同時に必要になります。



航行区域を平水以遠にするための「履歴限定解除」に必要な書類は北陸信越運輸局へ直接問合せしていただき証明書類を揃えていただく必要があります。

- ・乗船履歴が1年未満の方は現段階では履歴限定解除を行なえません、必要な乗船履歴を満たす状態になってから、受講及び申請手続きを取られることをお勧めします。
- ・上記書類が揃ってから講習をお申し込みください。